

令和3年12月に発生した大阪市北区のビル火災においては、26名もの死者（容疑者を除く）を出し、2方向避難等が確保されていない既存建築物において早急に火災安全改修を進める必要性が明らかになった。

1. 火災建築物の概要

- 所在地 : 大阪市北区
- 地域 : 防火地域
- 延べ面積 : 700㎡（建築面積104㎡）
- 構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、耐火建築物
- 階数 : 地上8階建
- 用途 : 事務所（建築確認上の用途。火災部分の用途はクリニック。）
- 竣工年 : 1970年（昭和45年）
- 特徴 : 直通階段は一つ

2. 火災の概要

- 火災発生日時 : 令和3年12月17日（金）
- 死者 : 26名（容疑者を除く）
- 焼損面積 : 37㎡
- 出火元 : 4階部分
- 出火原因 : ガソリンによる放火
- 被害の拡大要因 :
 - ・ 唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの方が逃げ遅れたものと考えられる。
 - ・ 階段を介して上階に大量の煙が流入しており、火災階よりも上階側に多数の在館者がいた場合、被害が拡大していたおそれ

※1、2は消防庁災害対策本部、大阪市消防局の公開情報等を元に作成

3. 国交省の対応

- 全国の階段が一の雑居ビル等（*）を対象に、防火対策の徹底について通知（令和3年12月19日）

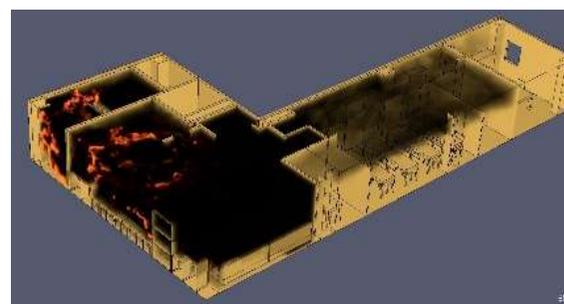
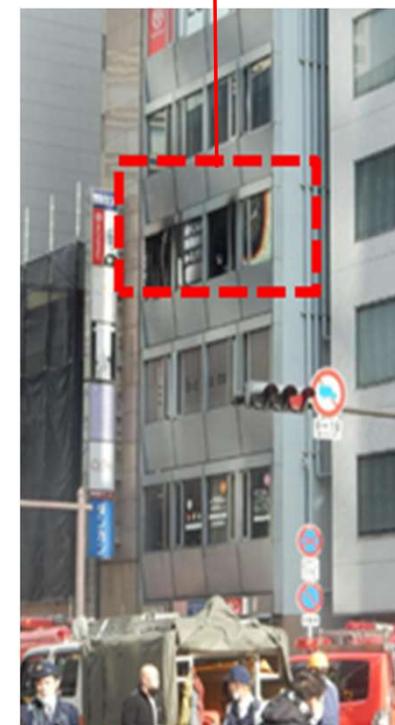
※ 消防庁において同日付で通知された緊急立入検査の実施要請と連携して建築部局による検査を要請
 * 消防法令に基づく特定一階段等防火対象物（3階以上の階又は地階を火災時の避難困難が想定される集会場、飲食店、物販店舗、旅館・ホテル、福祉施設等の用途に供する階段が一の建築物）

【火災建築物 平面図】

不動産・住宅情報サイト ライフルホームズ
 (https://www.homes.co.jp/archive/b-10405342/) を元に作成



【火災建築物 外観】



【火災時の煙拡大の様子イメージ】

※消防庁による火災時状況のシミュレーション（大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会（第2回）資料2-1より）

総務省消防庁・国交省住宅局において検討会を開催、本火災を踏まえた今後の防火・避難対策のあり方について検討を行い、報告書を取りまとめ。（※第1回はR3.2.8、第2回はR4.3.28、第3回はR4.5.17、第4回（最終回）はR4.6.21に開催し、R4.6.28に報告書とりまとめ・公表）

今後の防火・避難対策等

直通階段が一つの建築物に係る防火・避難対策のパッケージ

2方向避難の確保等

①-1【原則】

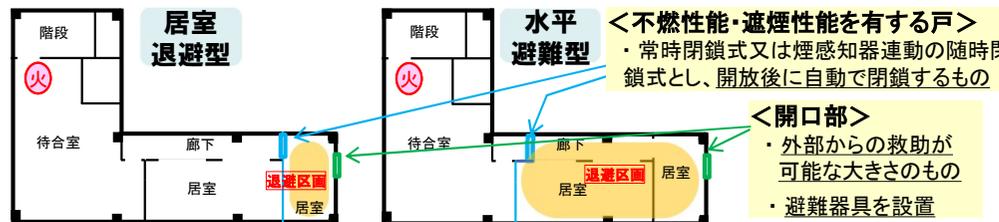
既存の直通階段から離れた位置への直通階段の増設
又は避難上有効なバルコニー*の設置

* タラップ等が設置され、階段を介さず直接道路等に安全に避難できるバルコニー

①-2【補完的な代替措置】

直通階段から離れた位置への退避区画*の確保

* 救助されるまでの一定の間、煙から退避できるスペース

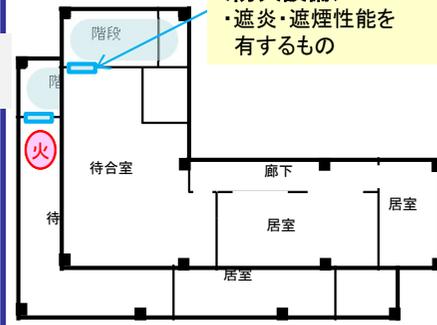


避難経路の防火・防煙対策 / 上階防煙対策

② 直通階段の

防火・防煙区画化

<防火設備>
・遮炎・遮煙性能を有するもの



※ これらの措置は、2以上の直通階段の設置等が求められない建築物を含め、新築・既築を問わず推奨
※ 上記の考え方を示した「直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修ガイドライン(仮称)」を取りまとめ、周知を実施

所有者の改修負担軽減のための支援措置

避難訓練の指導

* 「直通階段が一つの建築物向けの避難訓練ガイドライン(仮称)」として取りまとめて提示し、指導を行う。

(イ)安全性向上のための改修推進に資する既存不適格建築物の増改築等時の規制の合理化措置

○ 現実的な避難安全性の向上を促せるよう、小規模な増改築等に際しては、人命保護の観点から(ア)①*及び②の措置への適合を求めるとともに、これ以外の防火・避難規定については危険性が增大しない範囲で適合を求めないこととする

* ①-1又は①-2のいずれか

※ ①-1の避難上有効なバルコニーの設置や、①-2については、各階への設置を前提としつつ、テナントの入れ替え等を通じ段階的・計画的に適合させることも可とする

(ウ)法令に違反する建築物への是正指導の徹底対策

a 消防法令違反の是正強化

※ 直通階段が一つの建築物については、重点的な立ち入り検査を実施
※ 防火対象物点検報告の徹底を図る
※ 命令や告発等の法的手段による厳格な措置を徹底

b 建築基準法違反の是正強化

※ 建築基準法令違反等に係る是正指導の徹底
※ 定期調査報告制度の指定可能対象範囲の拡大

研究開発

ガソリン等による火災の被害軽減に資する製品の技術開発の促進

(例) ガソリン火災を消火できるマットやブランケット、壁紙等

危険物の取扱い

ガソリンスタンドにおけるガソリンの適正販売の徹底

※ 消防隊による見回り等により、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用を徹底
※ ガソリンスタンドにおける不審者発見時の警察への通報について周知徹底

